

令和6年度 山梨県立男女共同参画推進センター 男女共同参画出前講座実施要項

1 目的

男女共同参画社会の推進に向け、講座の開催を希望する市町村、学校、団体、企業、自治会等 に適切な講師を派遣し、学習の場を提供する。

2 講座内容

- (1) 各市町村の男女共同参画推進委員会活動に関するもの。
- (2) 固定的な性別役割分担意識の是正、女性の社会参画等に関するもの。
- (3) 命の尊さの学習に関するもの。
- (4) その他、ぴゅあが開催するに相応しい内容と館長が認めるもの。（具体的な内容については協議の上、決定する）

3 派遣方法・経費負担等

- (1) 講師謝金は1万円を上限とし、依頼団体とぴゅあが等分して負担する。
(依頼団体に経済的余裕がある場合、規定以上の金額負担を依頼することは差し支えない)
- (2) 講師交通費は協会既定のもと、予算の範囲内でぴゅあが負担する。
(但し、依頼団体に経済的な余裕がある場合は、負担を依頼することがある)
- (3) 依頼団体に講座企画運営等のノウハウがない場合、適切に相談に応じ開催をサポートする。
- (4) 講師の送迎が必要な場合、原則として依頼団体が行う。

4 募集対象

- (1) 市町村（男女共同参画推進委員会等）
- (2) 上記の学習を希望する学校、団体、企業、自治会等で、原則20人以上の団体とし、地域の事情やテーマによって各ぴゅあで判断する。

5 開催日と回数

- (1) 開催日に制限は設けないが、開催希望日の2カ月前までに管轄するぴゅあ総合に申し込み、
当日は、依頼団体が責任を持って講座を運営する。
- (2) 開催回数は1団体1年度につき1回までとし、上記「2 講座内容」で定める項目ごとに回数
を按分する。

6 申し込み

- (1) 原則として、開催希望日の2カ月前までに管轄するぴゅあに申し込み用紙（様式1）により
申し込む。
- (2) ぴゅあ内で内容を審査し、その結果を通知する。
- (3) 承認の場合は開催決定通知に基づいて開催し、講座終了後1週間以内に実績報告書（様式
2）及びアンケートを提出する。
- (4) 開催日に制限は設けないが、担当者が講座に出向けない場合は申込者が責任を持って講座
運営する。